



上：村岡県知事

特集見聞

聞く！語る！

（二社）山口県建設業協会が「指定地方公共機関」に！
本協会会長が「県防災会議委員」に任命されました！

甚大な被害をもたらした熊本地震から一年。その教訓をもとに、住民を守るためのより具体的な対策が立てられています。山口県では、平成28年県防災会議条例を改正し、災害対策基本法に基づき指定地方公共機関を18から21に増やしました。これにより（一社）山口県建設業協会も指定地方公共機関に指定され、本協会会長が県防災会議委員に任命されました。



井森会長

めるため県防災会議条例を改正。指定地方公共機関を18から21に増やしました。この改正を受けて、本協会を含む歯科医師会や薬剤師会の3団体の会長が新たに平成28年11月1日に県防災会議委員に任命されました。

29年4月現在、全国で指定地方公共機関に指定されている協会は、本協会を含め18県のみ、県防災会議委員にいたっては、13県のみとなっています。どちらも中国地区では初めてとなりました。

この日の会議には県や市町の担当者のほか、民間企業、学識関係者らなどおよそ50名が参加。開会にあたり、会長の村岡副政山口県知事から「熊本地震から1年。被災地ではまだまだ多くの方が仮設住宅で生活しており、まだまだ支援が必要な状態。一日も早く復興が進むように応援していくとともに、災害はいつどこでも起こりうるという気持ちで、我が県でも取り組んでいかなければならない」とのあいさつがありました。



会議では熊本地震の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しについて協議が行われ、他県から応援を

受ける受援体制の整備や、救援物資管理機能（県総合防災情報システム）の活用、住民による主体的な避難所運営の促進など、災害の混乱時にも迅速に対応ができるよう具体的な修正内容となりました。また熊本地震の際の問題となった車中泊などによるエコノミークラフ症候群の予防対策も追加されました。

計画の中で、本協会の役割としては①災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること、②災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関することのほか、応急仮設住宅の資機材の協力が盛り込まれ、地域に密着した建設業者の機動力、対応力を求められる内容となっています。

本協会ではこれからも、県や関係機関と一層の連携強化を図りながら、災害時には迅速に復旧活動等に従事するとともに、日頃から地域の防災支援活動にも積極的に関わり組んでいきます。

中国ブロック協議会
意見交換会を開催

建設業協会中国ブロック協議会（会長：井森浩視山口県建設業協会会長、中国5県協会で構成）は、10月23日に松江市の「ホテル一畑」で意見交換会を開催しました。意見交換会には、中国各県建設業協会の会長をはじめ役員、国土交通省本省、中国地方整備局、中国各県及び広島市・岡山市の行政機関、全国建設業協会や建設業振興基金等関係団体など幹部職員約100名が集まり、建設業が抱える課題について意見交換を行いました。今後の発展に繋げていくこととしました。

この意見交換会では、①公共事業予算の安定的・持続的な確保と国直轄工事等における地域建設業者の受注機会の拡大、②働き方改革実現に向けて、③概数発注時の対策、④発注や施工時期の平準化、⑤適正な利潤の確保の5項目について協議を行いました。特に本県協会が中心となって取りまとめた①では、国に対し、地域建設業が引き続き持続し地域の社会資本整備や防災対応を担えるために公共事業予算の安定的かつ持続的な確保及び公共事業が減少している地域への予算配分の必要と、国直轄工事等において地域建設業者が大手とのJVなどで参入機会の拡大が図られるよう入札参加資格要

国土交通省との
意見交換会を開催

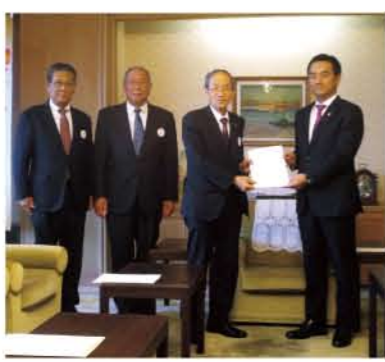
本協会では、平成29年7月27日に山口河川国道事務所と同事務所会議室で、また、9月12日には中国地方整備局と新山口ターミナルホテルで意見交換会を行いました。意見交換会には、正副会長のほか議題提案をした企業の社長や関係支部長等が出席し、山口河川国道事務所からは所長をはじめ各副所長・関係課長等12名が、また、中国地方整備局からは企画部長をはじめ技術調整管理官・建設部建設産業調整官等6名が出席しました。また、同局との意見交換会には県土木建築部次長等3名も加わりました。



これらの意見交換会では、本協会から提出した国工事における問題点や要望などの議題について協議を行ったほか、フリートークキングも行われました。

また、12月5日には、企業実務担当者として山口河川国道事務所関係課長等との意見交換会も同事務所で開催され、工事現場での様々な課題について、率直な意見交換が行われました。

県知事・議会議長へ
要望書を提出



平成29年11月29日、村岡山口県知事及び柳居県議会議長に対し、要望書を提出しました。

長年にわたり地域の雇用と経済を支えてきた県内建設業は現在厳しい経営環境の中で疲弊しており、次世代への技術・技能の承継や若者の入職促進が困難なこと、社会資本の整備はもとより、近年、県内で多発している激甚災害を始めとする緊急事態への対応等におい

て地域の安心・安全を確保することも難しい現状を報告し、経営基盤の安定化に向けた「安定的かつ持続的な事業量と受注の確保」、そして「適正利潤の確保」が不可欠であることを伝えました。

また、建設業界を単なる「発注者と受注者」という関係だけでなく、「建設業は、社会基盤整備や災害時における応急対策などの社会的使命を担う、地域にとって必要な基幹産業である。」との位置づけのもと、本県建設業の維持・発展のため、次のような要望事項を取りまとめ提出しました。

①公共事業予算の安定的な確保について②公共工事の県内企業への優先発注について（地元企業への優先発注、大型工事等の参加への支援、地域維持事業への建設業協同組合等の参加）③持続可能な建設産業育成施策の推進について（「建設産業振興ビジョン」の策定、入札契約制度の改正）



協会としては今後とも、国・県に対し要請を行い、地域建設業の再生に取り組んでいきます。